

平成30年 労働紛争の取扱状況について（概要）

平成31年3月29日
労働委員会事務局

平成30年の労働争議（労働組合と使用者の間の紛争）の調整、個別労働関係紛争（労働者個人と事業主の間の紛争）のあっせん、及び不当労働行為事件の審査の取扱状況についてお知らせします。

▼ 取扱状況

《労働争議の調整》

○労働争議の調整は、前年からの繰越が1件、新規申請が5件の計6件で、6件全てが終結し、次年繰越はなかった。なお、調整手続は、全てあっせんであった。

《個別労働関係紛争のあっせん》

○個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越が0件、新規申請が3件で、全て終結した。

《不当労働行為事件の審査》

○不当労働行為事件の審査は、前年からの繰越が5件、新規申立てが3件の計8件。終結件数は4件で、次年への繰越は4件となった。

▼ 新規申請・申立状況

《労働争議の調整》

○開始事由別にみると、あっせん5件が当事者によるもので、職権によるものはなかった。また、申請者別では、5件全て組合からの申請であった。

○新規申請件数は5件であるが、調整事項が複数ある事件があるため調整事項別件数は9件となり、うち給与以外の労働条件が4件（44.4%）、団交促進が3件（33.3%）、賃金等、経営又は人事が各1件（11.1%）であった。

《個別労働関係紛争のあっせん》

○申請者別にみると、労働者から2件、事業主から1件の申請があった。

○あっせん事項別にみると、延べ件数は4件となり、経営又は人事が3件（75.0%）、労働条件等が1件（25.0%）であった。

《不当労働行為事件の審査》

○申立人別でみると、申立てがあった3件のうち、2件が組合申立て、1件が組合及び個人の連名による申立てであった。

○労組法第7条の該当号別にみると、申立てのあった3件のうち、2件が1号（不利益取扱い）及び3号（支配介入）に関するもの、1件が2号（団体交渉拒否）に関するものであった。

▼ 終結状況

《労働争議の調整》

○平成30年に係属した6件全てが終結し、その内訳は、解決が1件（16.7%）、打切りが4件（66.7%）、取下げが1件（16.7%）であった。打切りの内3件はあっせんについて被申請者が応じなかった（不承諾）ため、開催できなかったものである。

《個別労働関係紛争のあっせん》

○平成30年に係属した3件全てが終結し、その内訳は、解決が1件（33.3%）、打切りが2件（66.7%）であった。打切り2件は、あっせんについて被申請者が応じなかった（不承諾）ため、開催できなかったものである。

《不当労働行為事件の審査》

○係属した8件のうち終結したものは4件で、関与和解によるものが2件、一部救済によるもの及び棄却によるものがそれぞれ1件であった。

